

群馬県警察被疑者取調べ適正化のための監督に関する訓令

平成 21 年 3 月 17 日

本部訓令甲第 9 号

群馬県警察被疑者取調べ適正化のための監督に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察被疑者取調べ適正化のための監督に関する訓令

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 削除
- 第 3 章 体制（第 7 条—第 13 条）
- 第 4 章 被疑者取調べ予定連絡等（第 14 条—第 18 条）
- 第 5 章 被疑者取調べ後における取調べ官の措置（第 19 条）
- 第 6 章 被疑者取調べの監督等（第 20 条—第 28 条）
- 第 7 章 苦情の措置（第 29 条—第 31 条）
- 第 8 章 調査（第 32 条）
- 第 9 章 他の都道府県警察との連携（第 33 条）
- 第 10 章 管理システム（第 34 条）
- 第 11 章 留意事項（第 35 条—第 37 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成 20 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、被疑者取調べ適正化のための監督に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この訓令における用語の意義は、規則において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 取調べ室 警察施設内に設置された施設であって、取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているもの（取調べ室の不足等の理由により、一時的に取調べ室の代用として使用する相談室等の警察施設、拘置所等の施設内の応接室、会議室等を含む。）をいう。
- (2) 管理システム G P—W A N において運用するシステムで、被疑者取調べ予定及びその結果等に係る情報を一元的に集約・管理し、被疑者取調べの監督に係る業務の合理化に資することを目的として構築した被疑者取調べ業務管理システムをいう。

第 2 章 削除

第 3 条から第 6 条まで 削除

第 3 章 体制

(取調べ監督官)

第7条 本部長は、警察本部に置く取調べ室に係る取調べ監督官（以下「本部取調べ監督官」という。）を、警務部総務課取調べ監督指導室（以下「取調べ監督指導室」という。）の警部の階級にある警察官のうちから指名するものとする。

2 署長は、警察署に置く取調べ室に係る取調べ監督官（以下「署取調べ監督官」という。）として、警務課長を指名するものとする。

(総括取調べ監督補助者)

第8条 署長は、執務時間外における取調べ監督の総括事務を行う者（以下「総括取調べ監督補助者」という。）として、群馬県警察の処務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第7号）第24条第1項に規定する当直責任者（以下単に「当直責任者」という。）を指名するものとする。

2 総括取調べ監督補助者は、次条に規定する署取調べ監督補助者の職務を行うことができる。

(取調べ監督補助者)

第9条 本部長は、本部取調べ監督官を補助する者（以下「本部取調べ監督補助者」という。）を、取調べ監督指導室の警部補の階級にある警察官のうちから指名するものとする。ただし、本部取調べ監督補助者を複数指名する必要がある場合は、警部補以上の階級にある警察官のうちから、本部取調べ監督補助者を指名することができる。

2 署長は、署取調べ監督官を補助する者（以下「署取調べ監督補助者」という。）として、警務係長（警察官に限る。）を指名するものとする。ただし、署取調べ監督補助者を複数指名する必要がある場合は、警部補以上の階級にある警察官のうちから、署取調べ監督補助者を指名することができる。

(取調べ監督官等の任期等)

第9条の2 取調べ監督官等（取調べ監督官、総括取調べ監督補助者及び取調べ監督補助者（本部取調べ監督補助者及び署取調べ監督補助者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の任期は、1年度（毎年度春の人事異動発令日から翌年度春の人事異動発令日の前日までをいう。）とする。ただし、再任を妨げない。

2 本部長又は署長は、人事異動その他の理由により、必要と認める場合は、取調べ監督官等を年度中に新たに指名し、又は任期中に解除することができる。この場合において、新たに指名した取調べ監督官等の任期は、前項の規定による任期満了時までとする。

3 取調べ監督官等の指名及び解除は、取調べ監督官等指名簿（別記様式第1号）により行うものとする。

(取調べ監督補助の制限等)

第10条 総括取調べ監督補助者及び取調べ監督補助者は、自らが属する課・係（群馬県警察の組織に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第5号。以下「組織訓令」という。）第2条第1項に規定する係又は組織訓令第14条第1項に規定する課をいう。）の取調べの監督に関する業務を行ってはならない。

2 総括取調べ監督補助者及び取調べ監督補助者は、被疑者取調べ状況を確認した場合において、監督対象行為を認めたとき（監督対象行為に該当するか判然としなかったときを含む。）は、速やかに、取調べ監督官に連絡するものとする。

(巡察官)

第11条 本部長は、巡察官を、取調べ監督指導室の警部以上の階級にある警察官のうちから指名するものとする。この場合において、巡察官は、第12条に規定する取調べ調査官又は本部取調べ監督官と兼ねることを妨げない。

2 巡察官は、随時、取調べ室の巡察を行うほか、被疑者取調べに係る不適正事案の発生等により、本部長が必要と認めた場合は、巡察を行うものとする。

(取調べ調査官)

第12条 本部長は、取調べ調査官を、取調べ監督指導室の警視の階級にある警察官のうちから指名するものとする。

(取調べ監督官等の指名報告)

第13条 署長は、取調べ監督官等を指名し、又は解除した場合は、取調べ監督官等指名(解除)通知書(別記様式第1号の2)により、警務部総務課長(以下「総務課長」という。)を経て本部長に報告するものとする。

第4章 被疑者取調べ予定連絡等

(記録簿の作成等)

第14条 取調べ官は、被疑者取調べを行う場合は、警察本部の所属に勤務する取調べ官(警察本部に応援派遣された者を含む。)にあつては当該所属の次席(部の附置機関の副隊長を含む。以下同じ。)に、警察署に勤務する取調べ官(警察署に応援派遣された者を含む。)にあつては当該警察署の事件を主管する課長(以下「署事件主管課長」という。)に、原則として、被疑者取調べの前日までに、予定連絡・確認結果記録簿(別記様式第2号)により被疑者取調べ予定を報告するものとする。ただし、執務時間外においては、当直責任者に報告するものとする。

(署事件主管課長等の措置)

第15条 前条の規定による報告を受けた署事件主管課長等(次席、署事件主管課長又は当直責任者をいう。以下同じ。)は、予定連絡・確認結果記録簿により被疑者取調べ予定を確認するとともに、速やかに、当該予定連絡・確認結果記録簿を当該被疑者取調べに係る取調べ監督官に送付するものとする。

(緊急の被疑者取調べ予定連絡)

第16条 前2条の規定にかかわらず、緊急に被疑者取調べの必要性が生じた場合等予定連絡・確認結果記録簿による被疑者取調べ予定を報告できない場合は、電話により被疑者取調べ予定連絡を行うことができる。この場合において、事後、速やかに、予定連絡・確認結果記録簿を作成し、署事件主管課長等を経て取調べ監督官に送付するものとする。

(被疑者取調べの中止連絡等)

第17条 取調べ官は、被疑者取調べの中止、中断等の変更が生じた場合は、署事件主管課長等を経て、取調べ監督官に電話連絡を行うものとする。

2 取調べ監督官は、前項の規定による被疑者取調べの中止、中断等の変更連絡を受けた場合は、予定連絡・確認結果記録簿にその旨を記録するものとする。

(被疑者取調べ予定の報告)

第18条 取調べ監督官は、取調べ予定一覧表(別記様式第3号。以下「予定一覧表」という。)により被疑者取調べ予定を所属長に報告するものとする。この場合において、署

取調べ監督官は予定一覧表を取調べ監督指導室に送付するものとする。

第5章 被疑者取調べ後における取調べ官の措置

(取調べ状況報告書の写しの送付)

第19条 取調べ官は、被疑者取調べが終了した場合は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第182条の2第1項に規定する取調べ状況報告書の写しを作成し、当該被疑者取調べの監督に係る取調べ監督官に送付するものとする。

第6章 被疑者取調べの監督等

(確認等)

第20条 取調べ監督官は、規則第6条第1項に規定する被疑者取調べ状況の確認等については、次により行うものとする。

- (1) 事件指揮簿や取調べ状況報告書の閲覧等により、全ての被疑者取調べについて行うこと。
- (2) 必要により、取調べ室外部から被疑者取調べ状況の視認を行うほか、犯罪捜査規範第102条に規定する呼出簿、被留置者の留置管理に関する訓令（平成19年群馬県警察本部訓令甲第11号）第5条に規定する被留置者出入簿及び予定連絡・確認結果記録簿の閲覧等の方法により行うこと。
- (3) 視認に当たっては、取調べ室の外部から透視鏡等を利用して行うほか、取調べ室のドアが開放されている場合は、直接、行うこと。
- (4) 被疑者取調べに支障を及ぼし、又は捜査の不当な妨げとならないよう注意すること。

(事前協議)

第21条 事件主管課長等は、被疑者取調べの状況の確認に関し、被疑者の名前、罪名等を明らかにすることにより、捜査部門において犯罪捜査に特段の支障を生ずると認める場合は、取調べ監督官と事前に協議するものとする。

(関係者との緊密な連絡)

第22条 取調べ監督官は、被疑者取調べの監督に関し、他所属の取調べ監督官、取調べ監督補助者及び事件主管課長等と緊密な連携を保たなければならない。

(視認状況等の記録)

第23条 取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認結果に係る所定の事項を予定連絡・確認結果記録簿に記録しなければならない。

(監督対象行為に該当するか判然としなかった場合の措置)

第24条 取調べ監督官は、規則第6条第2項の規定により監督対象行為に該当するか判然としなかった場合において、捜査主任官に所要の業務上の指導等を促す必要があると認めるときは、捜査主任官に対し、予定連絡・確認結果記録簿の写しを交付する方法により通知するとともに、当該通知を行った旨を予定連絡・確認結果記録簿に記録するものとする。この場合において、通知を受けた捜査主任官は、速やかに、必要な措置を講じた上、措置結果を取調べ監督官に口頭により通知するものとする。

2 取調べ監督官は、前項の措置を講じた場合は、措置結果記録簿（別記様式第4号）に当該措置結果を記録し、予定連絡・確認結果記録簿及び取調べ状況報告書の写しを添付して、所属長に報告するものとする。この場合において、署取調べ監督官は、措置結果

記録簿、予定連絡・確認結果記録簿及び取調べ状況報告書の写しを取調べ監督指導室に速やかに送付するものとする。

(監督対象行為を認めた場合の措置)

第25条 取調べ監督官は、規則第6条第3項の規定による措置要求を行う場合は、予定連絡・確認結果記録簿の写しを交付する方法により行うものとする。この場合において、取調べ監督官は、当該要求を行った旨を予定連絡・確認結果記録簿に記録するものとする。

2 捜査主任官は、前項の規定による措置要求を受けた場合は、速やかに、必要な措置を講じた上、措置結果を取調べ監督官に口頭により通知するものとする。

3 取調べ監督官は、前項の規定による措置結果の通知を受けた場合は、措置結果記録簿に記録するとともに、予定連絡・確認結果記録簿及び取調べ状況報告書の写しを添付して、所属長を経て本部長に報告するものとする。この場合において、署取調べ監督官は、所属長及び総務課長を経て本部長に報告するものとする。

4 取調べ監督官は、規則第6条第4項の規定により取調べ監督官が自ら措置を講じた場合は、当該措置結果を措置結果記録簿に記録し、その写しを捜査主任官に交付する方法により通知するとともに、当該措置結果記録簿に予定連絡・確認結果記録簿及び取調べ状況報告書の写しを添付して、所属長を経て本部長に報告するものとする。この場合において、署取調べ監督官は、所属長及び総務課長を経て本部長に報告するものとする。

(巡察)

第26条 第20条から前条までの規定は、巡察官の行う巡察について準用する。

(被疑者取調べ状況結果の報告)

第27条 取調べ監督官は、被疑者取調べ状況の結果について、被疑者取調べが行われた日ごとに、取調べ結果一覧表(別記様式第5号。以下「結果一覧表」という。)に予定連絡・確認結果記録簿及び取調べ状況報告書の写しを添付した上、所属長に報告するものとする。この場合において、署取調べ監督官は、取調べ結果一覧表を取調べ監督指導室に送付するものとする。

2 総務課長は、毎月の取調べ状況の結果について、全所属の結果一覧表を取りまとめ、本部長に報告するものとする。ただし、特異事項があった場合は、その都度、本部長に報告するものとする。

(被疑者取調べ予定及び結果の引継ぎ等)

第28条 取調べ監督官は、執務時間外における被疑者取調べ予定については、予定連絡・確認結果記録簿により、総括取調べ監督補助者に確実に引き継ぐものとする。

2 総括取調べ監督補助者は、執務時間外における被疑者取調べ状況の確認結果については、予定連絡・確認結果記録簿に取調べ状況報告書の写しを添えて、勤務終了時、取調べ監督官又は交替する総括取調べ監督補助者に引き継ぐものとする。

3 総括取調べ監督補助者は、執務時間外に受理した被疑者取調べ予定については、予定連絡・確認結果記録簿により、勤務終了時、取調べ監督官又は交替する総括取調べ監督補助者に引き継ぐものとする。

第7章 苦情の措置

(他の規程との関係等)

第29条 被疑者取調べについての苦情の申出については、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条、苦情の申出の手續に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号）、群馬県公安委員会苦情処理規程（平成 13 年群馬県公安委員会規程第 6 号）その他苦情の措置に係る規程に定めるほか、この章の定めるところにより措置するものとする。

2 被疑者取調べに係る苦情の申出の措置については、警務部総務課公安委員会室、警務部監察課その他苦情処理を担当する部署（以下「苦情処理担当部署」という。）と緊密に連携するものとする。

（受理時の措置）

第30条 職員は、被疑者取調べに係る苦情の申出を受けた場合は、捜査員が苦情の申出を受けたときは事件主管課長等に、留置管理業務に従事する職員が苦情の申出を受けたときは留置主任官に、その他の職員が苦情の申出を受けたときは上位の職にある職員に報告するものとする。

（取調べ監督官への通知及び報告）

第31条 前条の規定による報告を受けた者は、速やかに、警察本部の所属に勤務する者（警察本部に応援派遣された者を含む。）にあつては本部取調べ監督官に、警察署に勤務する者（警察署に応援派遣された者を含む。）にあつては当該警察署の署取調べ監督官にその旨及びその内容を通知するものとする。

2 取調べ監督官は、前項の規定による通知が自らが監督する取調べ室以外の取調べ室における被疑者取調べに係るものである場合は、当該所属の取調べ監督官に当該苦情の申出を受けた旨及びその内容を通知するものとする。

3 取調べ監督官は、前 2 項の規定による通知（自らが監督する取調べ室における被疑者取調べに係るものに限る。）を受けた場合は、当該苦情の申出を受けた旨及びその内容を所属長を経て本部長に報告するものとする。この場合において、署取調べ監督官は、所属長及び総務課長を経て、本部長に報告するものとする。

第 8 章 調査

（調査）

第32条 取調べ調査官は、規則第 10 条に規定する調査の必要性が生じた場合は、本部長の指揮を受け、必要な調査を実施するものとする。この場合において、当該調査が監察部門が行う調査と競合したときは、本部長の指揮監督の下、監察部門との緊密な連携による調査を行うものとする。

2 取調べ調査官は、前項の規定による調査を行った場合は、速やかに調査結果報告書（別記様式第 6 号）を作成し、総務課長を経て本部長に報告するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、苦情処理担当部署、捜査部門の業務指導担当課等関係部署に、当該調査結果報告書の写しを送付するものとする。

第 9 章 他の都道府県警察との連携

（他の都道府県警察との連携）

第33条 警察本部の捜査共助を担当する所属の長は、被疑者取調べを伴う捜査共助の連絡を他の都道府県警察に行う場合又は他の都道府県警察から受けた場合は、総務課長にその旨を連絡するものとする。

2 総務課長は、前項の規定による連絡を受けた場合は、被疑者取調べの監督に関する事

項について、他の都道府県警察と緊密な連携を図り、効果的な被疑者取調べの監督を行うものとする。

第10章 管理システム

(管理システムの運用)

第34条 被疑者取調べの監督に関する報告、管理、書類作成、統計分析等は、管理システムを活用して行うことができるものとする。

第11章 留意事項

(公安委員会への報告)

第35条 本部長は、群馬県公安委員会に対し、被疑者取調べの監督状況を年1回以上報告するものとする。

(保秘の徹底)

第36条 職員は、被疑者取調べの監督に関する書類及び知り得た捜査情報について、保秘の徹底を図るものとする。

(監督対象行為の絶無)

第37条 捜査に携わる者は、すべての被疑者取調べにおいて、被疑者取調べに係る不適正行為につながるおそれがある客観的で外形上明白な行為を典型的に規定された監督対象行為の絶無を期するものとする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月11日本部訓令甲第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年3月18日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (平成27年3月3日本部訓令甲第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年3月9日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則 (令和元年7月4日本部訓令甲第5号)

この訓令は、制定の日から施行する。

別記様式省略